令和６年２月５日

**(派遣元）**

近畿スタッフ株式会社　御中

**(派遣先）**

株式会社厚労商事　関西支社

支社長 　△△　△△

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第40条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

**１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

株式会社厚労商事　関西支社

　大阪市中央区大手前●-●-●

**２　上記事業所の延長後の抵触日**

令和９年４月１日